

(規約第4章関係)

会津地方市町村電子計算機管理運営協議会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会規約第4章（財務）及び第27条（協議会の規程）の規定により協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財務)

第2条 協議会の財務については、会津若松市の財務に関する条例規則等を準用する。

(例外規定)

第3条 会長は、前条の条例、規則等により難いと認めるものについては、協議会の会議を経て、同条に規定する内容と異なった手続き、その他の財務に関する事項を定めることができる。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。